宇治
市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話㉒3141（代）
印刷所　KK新進堂

市の人口
（44年4月末日現在）

世帯数	26,898世帯
人口	96,899人
男	48,406人
女	47,493人
前月比	831人増

44年4月市人口の動き

出生	218人	死亡	28人
結婚	182組	離婚	12組

上田議長が再選
常任委員なども決まる

さる、五月二十八日の五月臨時市議会で、市議会の正副議長・監査委員・常任委員など、市議会関係の人事が決まりました。

この結果、議長には、上田正夫さんが再任され、副議長には、坂田緑郎さん、議会選出の監査委員には、藤川正一さんがそれぞれ選ばれました。

上田　議長

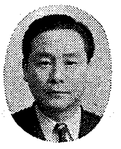
坂田副議長

また、市の重要な事業を審議する、常任委員会の委員とその他の議会関係の役員は、次のとおりです。（◎印は　常任委員会の委員長、○印は同副委員長）

◇総務厚生委員会
◎瀬口　純一　川口　祐一
○野田　勇　山村　信造
野上　清一　池本　正夫

◇文教委員会
◎飛田　保雄　上田　正夫
○大野　光春　藤川　正一
坂田　緑郎　佐藤　京子

◇経済水道委員会
◎羽倉　庄郎　福井　光雄
○江口　辰造　松枝　格禅
山本　光造　太田　孝

◇建設委員会
◎田中　清　藤井　治
○辻本　順造　和久　賢三
猪尾　昇　角田　美昭

◇

◇農業共済事業運営協議会委員
江口　辰造　瀬口　純一

◇

◇城南衛生管理組合議会議員
総務厚生委員全員

なお、京都都市計画審議会委員については、当分の間、現委員が引き続きその職務を行ないます。

誠意をもって議会運営
議会議長　上田正夫

この度、本市議会の役員改選にあたり、議員諸氏の絶大なるご支援により再び市議会議長に当選、その重責を担うことになりました。もとより浅学非才の私、誠に身に余る光栄と存じます。

ご承知のように宇治市は、ここ数年来、急速に開発が進み、大規模な宅地造成が続々と完成しこれに伴う人口の増加も著しく、すでに十万都市となることが目前に迫っている状況でございます。この人口急増のため、教育施設をはじめ、道路下水路の整備、し尿処理場の施設等緊急施策の実施をやむなくされております。

一方、市発展のための長期基本計画としての都市計画の用途地域の指定が行なわれ、整然として開発と建設が進められており、水道第二次拡張五カ年計画の第二年次事業も順調に進捗中であり、また、公共下水道事業計画もできて、いよいよ初年度事業実施の段階に入ろうとしております。

このように、人口急増対策や本市の近代都市としての発展に不可欠な重要施策が乏しい財源ながら、精一杯の努力が続けられています。しかしながら、まだ解決せねばならない問題が山積いたしております。

このときにあたり、議長に就任し、議会を代表してその一端をにない、これらの諸問題の解決に最善の努力を尽したいと決意しておりますが、その責任の重大さをいまさらながら痛感する次第でございます。

住民の最も近くにある政治、すなわち、市政をよりよくするために、これから議員各位とともに新たなる意欲と抱負のもとに、終始一貫善意と誠意とをもって事に当り議会運営にあたっては清潔で公正無私の立場を堅持し、会議を正しく明るい方向に推進し、議会の威信と尊厳とを護持し、明るい住みよい町の建設に精根の限りを尽す所存でございます。なにとぞ、今日まで議会によせられました以上に一層のご理解あるご鞭撻、ご支援を賜わりますよう切にお願い申し上げ、再度の議長就任のごあいさつといたします。

立場林道が開通
夢いっぱいの 地域開発へ足がかり

宇治市白川と宇治田原町郷ノ口を結ぶ林道立場線が完成し、さる五月二十三日午前十時から現地に山田京都府副知事ら来賓八十人と施行者側から永谷宇治田原町長、新庄市長ほか関係者が出席して、開通式を行ないました。

この林道は宇治市と宇治田原町が府の補助金を受けて完成したもので、市の事業費は、総額二千五百七万七千円。昨年六月から着工し、当初の二年計画も府当局の特別の配慮で、わずか一年で全線開通したものです。

開通式のあと、竣工式に出席した山田副知事は「地域のみなさんの努力で立派に林道ができあがりました。これからは、多目的林道として利用されることになり、将来は府が責任をもって舗装や管理をしてゆく考えです」とお祝いのことばを述べました。

立場林道の開通は、里山開発や茶園地造成、牧野の造成など農業開発ばかりでなく、宇治市と宇治田原町を結ぶ一般の交通、くつわ池をはじめとした観光開発など、将来への発展と地域の経済に果す役割は、はかり知れないものがあります。

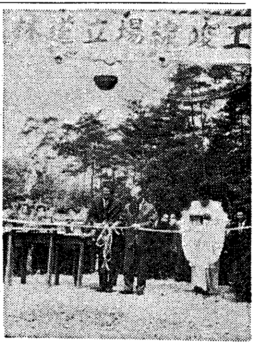
テープにはさみを入れる新庄市長（右）

「みんなが無事故のお勉強」
小倉小北隣りに　交通教育公園が完成

待望の交通公園が小倉小学校のとなりに完成し、早くもこどもたちに利用されています。

五月十九日の開園式で、新庄市長は「この交通公園は信号や交通標識など、一般の道路とほとんど同じ設備をもっています。ここで十分に勉強してもらって、交通事故をなくしてください」とあいさつ。このあと、小倉小と西小倉小双葉保育所の児童は、さっそく京都府婦人交通指導員のお姉さんから、交通標識の見方や横断歩道の渡り方などを勉強しました。

この交通公園は誰でも利用することができます。家族そろって道路交通を勉強されてはいかがですか。

この立派な施設を交通事故絶滅に役立たせたいものです。町内会などおおぜいで利用される場合、婦人交通指導員の方に指導をおねがいすることもありますので、市交通安全対策協議会（市役所企画広報課内）までご連絡ください。

婦人交通指導員のお姉さんから，交通ルールの指導を受ける児童

十月から自動車文庫　愛称を募集中

宇治市では、ことし十月から自動車文庫（移動図書館）の巡回を開始することにしています。

この自動車文庫は、宇治市読書クラブ協議会や市民のみなさんから、強く要望されていたもので、一人でも多くのみなさんに、図書館を利用していただくために設けるものです。マイクロバスに本棚を設備して、千冊ほどの図書を積みこんで、市内各地を定期的に巡回し、貸出しをすることにしています。

そこで、市民会館図書室ではこの自動車文庫を市民から親しまれるものにするため、この自動車のペットネーム（愛称）を募集することにしました。宇治市民ならどなたでも結構です。あなたが名づけ親になってください。

▽用紙は官製はがき。
▽一枚に一つのペットネームとし、一人で何枚出されても結構です。
▽楷書で「〇〇〇号」というふうに書いてください。
▽住所・氏名（電話があれば電話番号）を明記してください
▽締切りはことしの六月三十日（当日の消印は有効）
▽あて先
宇治市宇治里尻七一ノ九
市民会館図書室
▽入選は一名（賞品として粗品を進呈します）

松岡真太郎氏

松岡真太郎氏（73）は、さる五月十六日午前一時ごろ急性心臓マヒのため、自宅で逝去されました。

氏は、法務省宇治少年院長・京都少年鑑別所長・大津少年保護鑑察所長などを歴任され、退職後は市児童福祉審議会委員長・市家庭児童相談員・市民生児童委員・市教育委員会社会教育委員・市公民館運営審議会委員・市交通安全対策協議会委員などをつとめられ、豊富な知識と経験をもって市の行政に寄与されるとともに、行政相談委員・人権擁護委員・京都家庭裁判所調停委員・市社会福祉協議会幹事として社会のために生涯を捧げられ、立派な功績をのこされ氏の逝去は各方面から惜しまれています。

藤本清治郎氏

藤本清治郎氏（78）は、さる五月十七日午前五時三十分、心臓衰弱により自宅にて逝去されました。

氏は、二十七年間の教員生活の後、昭和二十二年旧東宇治町会議員（一期）、昭和二十六年宇治市会議員（一期）、二十七年から三十年まで教育委員、昭和三十六年国民健康保険運営協議会委員（五年余）を歴任され、昭和三十二年から宇治市公平委員会委員（現委員長）を勤められるかたわら、昭和三十五年から宇治市連合喜老会副会長として活躍され、豊富な知識と卓越した指導力により数々の功績を残されました。

今月の出張徴収

六月二十八日（土）
旦椋公会堂・広野公民館
伊勢田公民館・開公民館

六月二十九日（日）
木幡公民館・旧東宇治分室

六月　三十日（月）
川東公民館・神明公民館

（時間はいずれも午前十時から午後四時まで）

今月は市民税・国民健康保険税の第一期分の納期月です。便利な出張徴収をご利用ください。

たばこは
市内で
買いましょう

心配ごと相談

定例相談（毎週　火曜日）
六月　十日　井上　永吉・三角　久枝
六月　十七日　江口四郎一・山崎　政栄
六月二十四日　西川　益造・長沢　きく
七月　一日　西山喜代治・長沢　きく

法律相談（毎月　第二・四木曜日）
六月　十二日　芥深弁護士・金井金一郎
六月二十六日　中井元一弁護士・田島のぶ
（以上いずれも川東公民館で午後一時から四時まで）

家庭問題相談（毎月　第二水曜日）
六月　十一日　家庭裁判所・田中定助

人権相談（毎月　第一木曜日）
七月　三日　法務局・平岡舜一・向井信雄
（以上いずれも川東公民館で午前十時から午後四時まで）

相談日が一部変ります

▽法律相談にこられる方が多いため、六月から月二回（第二・第四木曜日）に法律相談を開きますので、ご利用ください。

▽これまでの地区相談は廃止し、今後は市内の民生委員の方にお願いし、自宅で相談に応じていただきます。悩みごとがあれば、もよりの民生委員にご相談ください。

学生法律相談

昨年、大好評であった「学生法律相談」を、ことしも七月十三日（日）に市民会館で開きます。土地や家屋の明渡し、相続・金銭の貸借など、日常生活の法律問題に困っておられる方は、ご遠慮なくお越しください。くわしくは七月号をごらんください。

（福祉事務所）

"豊かな水"確保へ三億四千万円
ことしの事業計画がきまる

市では、急増する水の需要にこたえるため、昨年四月から上水道施設第二次整備拡張工事に着手しましたが、今年度は、その第二年度にあたります。

今年度の計画は、強力な配水幹線の整備とこれに伴う配水池の建設などで、総事業費四億円ちかくを投入します。すでに起債の申請も終わり認可があり次第着工し、来年三月末には全工事の完了を予定しています

これにより第二次整備拡張計画は約五〇％が完成することになります。

主な事業は次のとおり。

❶伊勢田―大久保幹線（伊勢田町毛語を起点に大久保町南ノ口間）

延長　二、二八七メートル

口径　四五〇から三五〇ミリのダクタイル鋳鉄管

❷槙島幹線（宇治若森国鉄踏切から槙島町北内間）

延長　一、八四五メートル

口径　七〇〇ミリのダクタイル鋳鉄管

❸莵道車田幹線（宇治川右岸車田から市道六地蔵線の間）

延長　六一〇メートル

口径　七〇〇から四五〇ミリのダクタイル鋳鉄管

❹水管橋架設

延長　一五〇メートル

口径　七〇〇ミリ鋼管

この工事のうち、めあたらしいものは、水道占用の水管橋を宇治川に架設するもので、これは旧槙島小学校近くの槙島町北内の地点から宇治川を横断するものです。

当初計画では、宇治橋に口径四五〇ミリと隠元橋に口径五〇〇ミリをそれぞれ添架する予定をしておりましたが、積載重量の関係で今回計画を変更して七〇〇ミリ管の水道占用の水管橋を新設し、河北地区（東宇治地区）に給水しようとするものです。

以上の配水幹線が完成すると、東宇治地区の一部及び大久保地区の給水事情が好転しいつでもほうふで良質な水が供給することができることとなりますので、現在実施している新規給水申込みの制限を大巾に緩和することができます

このほか、宇治下居に鉄筋コンクリート造り二千七百トンの配水池一池を増設する費用と、配水幹線の管路用地及び配水池増設のための用地買収費などで、総事業費は三億四千二百万円であります。

本年度は前述の工事を行ないますが、工事中は道路くつさくや道路通行止のため、何かとご迷惑をおかけしますが、工事にご協力をお願い申し上げます。

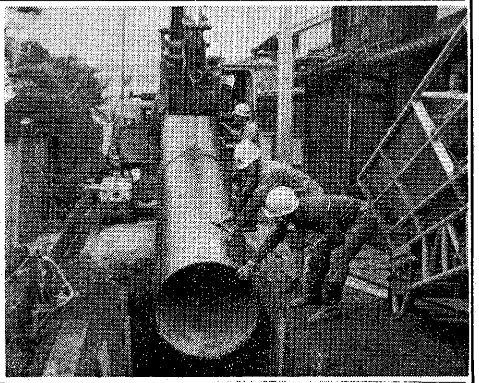

ぐんぐん伸びる水道幹線

昨年完成した工事

❺小倉幹線布設工事（宇治下居から伊勢田町毛語）

口径　八〇〇ミリ

延長　七八〇メートル

口径　六〇〇ミリ

延長　二、五三四メートル

口径　五〇〇ミリ

延長　二八メートル

延長計　三、三四二メートル

❻宇治浄水場急速ろ過機設置

以上総事業費は一億四千四百万円となっております。

宇治浄水場にろ過機設置によって良質な水が得られ、従来しばしば苦情があった赤い水も解消することができました。

拡張事業費を変更

昭和四十三年三月一日付で、厚生大臣の事業認可を得た上水道施設第二次拡張工事は、爆発的な市の人口の激増に備えて、昭和四十三年度から昭和四十七年度までの五カ年の計画で、総事業費七億二千万円で着工しましたが、管路用地の変更や水管橋架設に伴う大巾な管口径の整備や労務費・材料費の値上がりによって、建設単価が高騰したため事業費がふくれ上がり、総事業費が八億八千六百万円と変更も余儀なくなっている現状です。

一方、財政面においてはこうした事業費の増加による起債額が多額を要し、その起債の元金及び利子の償還金が急増するので、今後財政事情はますます苦しくなってきます。

公害シリーズ (7)

騒音の発生は届出の義務
国の基準以上は規制

これまで六回にわたり、公害の説明、水質汚濁、大気汚染についてお話してきましたが、今回は、騒音公害について説明します。

◇

昨年の十二月、騒音規制法が制定されました。この法律は、建設工事や工場（事業場）から出る騒音について必要な規制を行なうもので、市民生活と産業の健全な発展と調和をはかりながら、生活環境を快適に保ち、健康を守るために設けられました。

騒音には、①工場騒音・建設騒音などの産業騒音 ②自動車や電車・新幹線などによる交通騒音 ③その他商業放送などのいわゆる一般騒音に大別できます。この騒音規制法は、このうち、技術的にも制度的にも、規制手段が一応確立されていると考えられ、しかも全国に共通して問題となっている工場騒音および建設騒音をとりあえず取り上げています。

▼規制のあらまし

工場騒音は、工場の急増や住宅の近くに工場が建設されることなどで、あちこちで問題が生じています。この工場騒音についての規制のしくみは、市街地など騒音を規制する必要があると認められる地域について、都道府県知事が、関係市町村長の意見を聞いて指定地域を定めます。そして、その指定地域の生活の形に応じて、まもるべき基準を定めることができます。

つぎに、指定地域内で、著しい騒音を発生する施設を設けようとする者に、届出の義務を課し、必要に応じて計画変更の勧告や改善命令を出して、指導することになっています。また、これを守らない場合は、罰則を受けることになっています。

▼地域の指定

都道府県知事は、市の市街地およびその周辺の住居が集合している地域で、住民の生活環境を保全する必要がある地域を規制地域として指定します。

宇治市では、昭和四十二年九月に指定された用途地域にもとづいて、指定を受けるよう準備を進めています。

▼規制基準

騒音はその性質上、心理的・主観的なものであると言われています。たとえば、若者にとってすばらしいジャズ音楽も、ある老人にとっては騒音以外の何ものでもない場合はしばしばです。また、地域によっても、生活時間によっても違って感じられます。工場地帯ではなんでもない音が、静かな住宅地ではうるさく感じられたり、日中は周囲の雑音でなんでもない音が、深夜はうるさくて眠れないということはよく経験することです。

そこで、地域・時間によって次の表のとおり基準が示されています。

この表の数字は、その地域でその時間に許される最大の音量で、これ以上の音は規制を受けることになります。

	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域（住居専用地域）	45ホン～50ホン	40ホン～45ホン	40ホン～45ホン
第二種区域（住居地域）	50ホン～60ホン	45ホン～50ホン	40ホン～50ホン
第三種区域（商業，準工地域）	60ホン～65ホン	55ホン～65ホン	50ホン～55ホン
第四種区域（工業地域）	65ホン～70ホン	60ホン～70ホン	55ホン～65ホン

宇治市上水道第2次拡張計画図

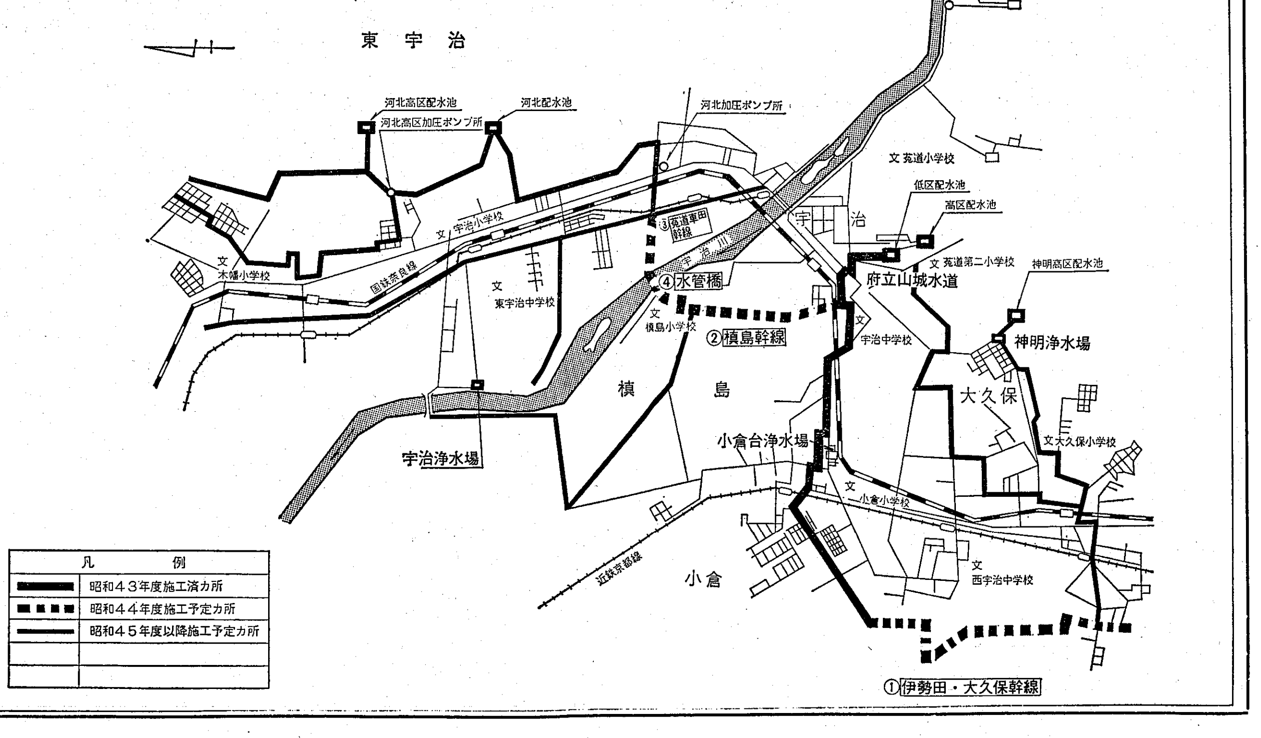

10万人へあと一歩

三月末の字別人口調べ

めだつ周辺部での増加

市では、ことしもさる三月末日現在の市内地区別人口の集計作業を急いでいましたが、このほど結果がまとまりました。

これによると、総人口は九六、〇六八人（男四八、九七四人、女四七、〇九四人）で、これを昨年の同期と比較すると、六、七六三人（男三、三六二人、女三、四〇一人）の増加で、ことしは、昨年の増加数七、六五六人より八九三人少なくなっています。これは、昨年一月から実施している水道の給水制限で一時的に新規の住宅建築がおさえられ、転入世帯の増加にブレーキがかかったものといえます。

しかし、この給水制限も第二次水道拡張計画が順調に軌道にのり徐々に制限が解除されるところから、ことしの下半期からは、いままでどおり急ピッチで住宅建築が進み、人口増に拍車がかかることが予想されます。

次に、六、七六三人の増加数を地区別にみると増加したのは・六地蔵（一〇三）・木幡（六九七）・五ケ庄（一、〇六〇）・菟道（三六二）・志津川（一二）・二尾（一）・宇治（三三五）・神明（二七七）・羽拍子町（六六）・白川（一五）・槇島町（四一三）・小倉町（一、八〇一）・開町（一六四）・伊勢田町（二七）・大久保町（七四七）・広野町（七一四）の十六地区。

一方減少している地区は・炭山（三）・池尾（八）・東笠取（一）・西笠取（七）・安田（二）の五地区となっています。

宇治市全体からみると東宇治・小倉・大久保など周辺部での増加がめだち、これを更に小字別にみていくと、ここ二・三年来急速に開発され、住宅地帯に生まれかわってきたところに集中しているのが、そのまま市人口の伸びにつながっているのが特徴です。

そのほかでは、小字別人口の分布で特に注目されることは、宇治の中心部にあたる蓮華・妙楽・一番・二番・里尻・小桜・戸ノ内で世帯数・人口ともに 減少している反面、周辺部の半白・蔭山・矢落などで、人口がふえており、こんごもふえつづけることが予想されます。

これは開発が中心部では飽和状態になり、周辺部に移りつつあることを示しています。

なお、三月末日現在の地区別世帯数と人口は次のとおりです。

▽六地蔵	世帯数	三七三	人口	一、三〇九
▽木幡	世帯数	三、五二三	人口	一一、九三四
▽五ケ庄	世帯数	三、五一八	人口	一三、一七八
▽菟道	世帯数	一、一七一	人口	四、一一四
▽志津川	世帯数	一六三	人口	六三九
▽炭山	世帯数	二三	人口	九三
▽二尾	世帯数	一一	人口	四八
▽池尾	世帯数	五九	人口	二二五
▽東笠取	世帯数	三四	人口	一三九
▽西笠取	世帯数	三二	人口	一一七
▽宇治	世帯数	四、七〇九	人口	一九、八二〇
▽神明	世帯数	九〇三	人口	三、二三四
▽羽拍子町	世帯数	二九一	人口	九八二
▽白川	世帯数	一二七	人口	四五二
▽槇島	世帯数	一、三八〇	人口	四、七一九
▽小倉	世帯数	四、〇五二	人口	一三、二五七
▽開町	世帯数	五三四	人口	二、〇四一
▽伊勢田町	世帯数	一、三五二	人口	四、八四九
▽安田町	世帯数	一七	人口	七七
▽大久保町	世帯数	一、九六四	人口	六、六〇九
▽広野町	世帯数	二、三八〇	人口	九、三三三

朝のラッシュ（近鉄大久保駅で）

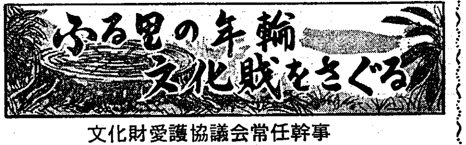

ふる里の年輪 文化財をさぐる

文化財愛護協議会常任幹事

若原英式

古くからあった大幣神事

いまも残る行事にゆかりの町名

「大幣神事」は、毎年六月八日の午前中に行なわれる珍らしい行事で、宇治の歴史が非常に古いことを証拠だてているともいえます。

この神事は、特異な形式の大幣（※御幣）を中心に、雨乞いの意味をもつ杓鉾、一つ物と呼ばれている騎馬神人、いくつかの笠鉾や矛（ほこ）などが、県（あがた）神社前にある大幣殿を出発して、あがた通り―宇治橋通り―御旅所前（県神社幣殿前）―本町通りを巡行し再び大幣殿前に帰ります。その途中、宇治橋西詰や幣殿前、その他の辻などで、それぞれ伝承されている古式を行ないます。

大幣殿前に帰った行列は、そこで大幣を倒して、引きずりながら宇治橋に向って走り、その大幣を宇治川に流して神事を終わります。宇治の人びとはこの神事に親しみをこめて、「大幣さん」と呼んでいますが、なぜこのような奇祭が行なわれるようになったのでしょう。

◇

平安時代の初期に作られた「延喜式」という書物に、道饗祭（みちあえのまつり）という祝詞（のりと）が記されていますその祝詞は、毎年六月と十二月に市街や道路を守る神がみをまつって、いろいろの災禍や疫病がおこらないように祈る、朝廷の年中行事のときに奉上するものですが、その祝詞とこの大幣神事に奉上する祝詞が、ほとんど同じ文章です。このことから大幣神事は道饗祭のすがたを伝えた疫神祭であることがわかります。また、大幣神事に用いられる神饌の実梅とわかめが、疫病除けといわれているのも、疫神祭であることを裏づけています。

むかしの道饗祭は、現在では全国どの地方にも残っているところはないようで、宇治だけに大幣神事として、この行事が伝えられているのです。宇治では藤原頼道がこの行事を始めたと伝えていますが、この行事の内容から考えて、もっと古くから行なわれていたと考えられます そして、鎌倉時代や室町時代に流行した田楽や猿楽（能楽の古いかたち）などが、もとの神事に加味されて、現在のようなかたちになったものと考えられます。

「菟道旧記浜千鳥」という本にも、むかしは日本六十六国になぞらえた六十六本の矛を立てて全国の豊作を祈り、神楽舞や田植踊りを行なったと書かれていますが、いまも、県神社の近くに「桟敷町」の名が残っており、猿楽などが行なわれた場所を知ることができます。また、平等院など藤原氏に関係のある寺院や、宇治に住んだ旧家や茶師などが、この神事に非常に力を尽くしたことも古文書に記されています。

この大幣神事については、まだまだ調査研究をしなければならないことがあります。この由緒深い伝統行事の姿を、正しく後世に 伝えていきたい ものです。

国保財政再建計画案のあらまし

三点を骨子に建て直しへ

市では、さる三月定例市議会に、国保財政の健全化をはかるための、昭和四十四年度国民健康保険事業予算案を提案しましたが、四月十日廃案となりました。

しかし、国保財政を健全にすることが急務であるところから四月二十八日に招集された臨時市会に再度国保予算を提案し、現在、全議員で構成されている国民健康保険予算特別委員会で同予算案の審議が続けられています。

今月号では、いま直面している国保財政危機を乗り越えるために、市が提出した財政再建の骨子をお知らせします。

基本的な考え

財政再建計画を立てるにあたって、まづ次の点を基本といたしました。

① 四十六年度には医療制度の抜本改正が行なわれると考えられるので、計画を四十六年度までの三カ年とした。

② 四十二年度末までの累積赤字額は据え置く。

③ 国庫負担金は現行制度のとおりとする。（療養給付費負担金は四割、事務費負担金は現在までのペースで少しづつ増額される）

以上、三点を骨子として第一次三カ年計画を立てました。

医療費の推計

この計画の重要な点は歳出の殆んどを占める医療費の推計です。

医療費の推計にあたっては過去の医療費を一人当りに直して上昇率をはじき出し、その年度の被保険者数を乗じて総医療費を推計いたしました。第一次三カ年計画における被保険者一人当りの医療費は、別表3のとおりです。

（表1） 歳入・歳出累積赤字額調べ （44～46年は見込額）

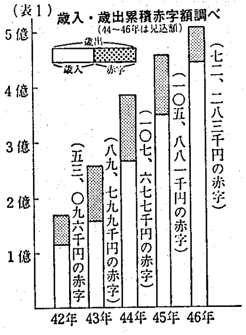

（表2）

年度	平均世帯数	平均被保険者数	税（料）率 所	税（料）率 資	税（料）率 均	税（料）率 平	一人当り保険税	一世帯当り保険税
36	3,606	11,394	2.1/100	7.7/100	523	714	1,471	4,674
40	4,318	12,973	2.4/100	12/100	754	1,012	2,834	8,513
41	4,770	13,979	2.4/100	12/100	754	1,012	2,980	8,734
42	5,199	15,069	2.4/100	12/100	754	1,012	3,253	9,429
43	5,523	15,937	2.4/100	12/100	754	1,012	3,563	10,364
44	6,000	17,000	3.6/100	18/100	1,130	1,520	5,835	16,533
45	6,500	18,000	5/100	25/100	1,590	2,130	8,290	22,957
46	7,100	19,000	6.5/100	32/100	2,070	2,770	11,024	29,502

税（料）率の改正点

四十四年度以降、各年度の医療費の増加を埋め合わせて、なおかつ四十三年度単年度の赤字約三千七百万円を解消し、四十二年度までの累積赤字額の五千三百万円にするためには、大巾な税率改正が必要になります。しかし、三カ年で四十二年末の赤字にするためには、被保険者の負担増が大き過ぎますので、四十六年度末で七千二百万円程度の赤字になるよう計画し、四十四年に五〇%、四十五年に四〇%、四十六年に三〇%の税率アップといたしております。四十三年を一〇〇といたしますと、四十六年には二七三となります。

しかし、法で決められた基準以下の低所得者世帯に ついては、これまでどおり減税措置が行なわれます。税率等は別表二のとおりです。

一般会計からの繰入れ

一般会計の繰入れは、四十四年度一、五〇〇万円、四十五年、四十六年はいずれも二、〇〇〇万円の繰入れを行なって、被保険者の負担増をできるだけ抑えるよう配慮いたしております。

四十六年までの財政収支状況は別表1のとおりです。

滞納分の納付について

累積赤字九千万円の中には、約二千万円近くの税の滞納分があります。この滞納分の利子だけでも年間相当な費用になります。滞納されておられる方は滞納分をなくすよう一層のご協力をお願いします。なお、貧困や疾病等のため収入が著しく減った世帯には徴収の猶予、税の減免の措置がありますので、係までご相談ください。

さいごに、健康であることは幸福な生活を営む基盤です。しかし人間は生身ですので、いつ病気になるかわかりません。身体に異常を感じた時は早いめに医者にかかって早く癒すようにいたしましょう。これが、国保財政の健全化につながる道にもなります。

（表3） 一人当りの費用額

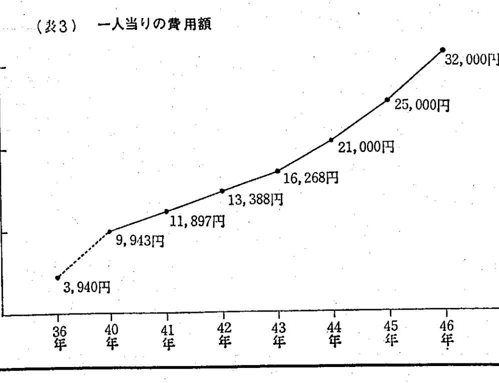

〃正しいはかりで正しく計量〃

年に一度は計量器の検査を

六月七日は計量法が公布された記念日です。これを機会に、日常生活にどうしても欠くことのできない計量について考えてみたいと思います。

幼いこどもの前に大小二つのみかんを並べると、大きい方をとりますが、同じ大きさのときはどちらをとろうかと迷い、手にのせて重さを調べ、重く感じた方を取ります。これが計量観念の芽ばえです。物を計るということは、私たちの生活をささえる大切なことの一つです。

米、菓子、魚肉などを買うときだけでなく、調理の方法、電気、ガス、水道などの消費量、こどもの健康や発育状態、裁縫、スポーツの記録など、あらゆるものに計量は関係しています。長さや重さ温度、時間、その他いろいろな計量が私たちの生活をささえているといってよいでしょう。計量の結果によってお金が支払われたり、健康の管理がなされているのです。もし、この計量器が狂っていたり使い方を間違えたりするとたいへんです。

計量法は、私たちが健全に社会生活をつづけていくために守らなければならない計量の基本を定めています。計量器には、はかり、巻尺、体温計など日常使うものから、水道、ガス、タクシーのメーター、工場や検査に使う測定器具までいろいろあります。

正しい計量器を使っていても、ちょっとした不注意で、正しく計られないことがあります。商品を売る方が損をすることもあり、反対に消費者が損をすることもあります。「正量」ということに、販売者も消費者も十分注意してください。

次に、量目が正しく計られない原因を調べてみましょう。

▽はかりが傾いたまま計ったり、0点が調整されていない。

▽重いものを計る計量器を使って少量のものを計る。

▽指針が止まらないうちに品物をおろす。

▽風の強いところや振動の多いところで計る

▽はかりを正面から見ないで計る

▽風袋を軽視する。

▽「計りおき」の場合、目方が減っている。

これでは正しい計量はできません。また、風袋は商品ではありませんので、お買物のときは風袋を差引いて計ってもらうよう心がけましょう。

なお、宇治市では、昭和四十四年度の計量器定期検査を、七月七日から次の日程で実施します。計量器を取引や証明に使っている商店、事業場などは必ず受けてください。

ことしの検査に合格したはかりには、青色の合格ラベルがはってあります。合格ラベルのはってある計量器で計ってもらいましょう。

七月七日＝広野公民館（大久保、広野）
七月八日＝小倉小学校（小倉、伊勢田、開、安田、羽拍子）
七月九日＝宇治市役所（白川、志津川、宇治）
七月十日＝宇治市役所（菟道、槇島、神明）
七月十一日＝宇治小学校（木幡、五ケ庄）
七月十四日＝六地蔵公会堂（六地蔵、木幡）
（いずれも午前九時三十分から午後三時まで）
（　）内は該当地域

市政案内

街路灯の故障はお申出ください

市民のみなさんの交通安全と防犯のため、現在、市内には六四〇の街路灯がつけられています。ところが、古くなったり、雨や風などのため故障して、点灯しないものがでてきました。

市でも、街路灯の維持管理に万全を期していますが、夜のことでもありますので、昼間の調査では故障灯の確認が不十分で、市民のみなさんにご不便をおかけしている状態です。みなさんの町内に故障灯がありましたら、市役所土木課へお知らせくださるようお願いします。

なお、電球やけい光灯が切れている場合は、お手数ですが市役所までお越しください。すぐにお渡しいたします。

（土木課）

事業所調査にご協力を

総理府統計局では、きたる七月一日から全国いっせいに、事業所統計調査を行ないます。この調査は国勢調査とならぶ国のもっとも基本的な調査で、ことしは第九回目です。

調査は全国の事務所、工場、営業所、飲食店、旅館、映画館をはじめ駅、学校、病院、神社、寺院にいたるあらゆる事業所について その経営組織、事業内容や、従業者数などを調べて、都道府県、市町村ごとに事業所数、従業者数の規模や産業別構成を明らかにし、経済施策、地域開発、都市計画、地方交付税の算定などの基本的な資料として使用されます。

宇治市では四十一の調査区を設定し、七月一日前後に調査員がお伺いします。ご多忙中ご迷惑ですが、この調査にご協力くださいますようお願いします。

歩こう会だより

宇治市歩こう会では、一昨年九月以来、毎月最低一回欠かさず歩こう会を催して います。当初三十名の会員が、現在では約百五十名に達しています。歩こう会に入ってから歩く習慣が身につき、健康になったと会員みんなが声をそろえて言っています。

新しく入会したい方は、入会金二〇〇円を添えて事務局（宇治池森・岡実）まで申し込んでいただきますと、催しの都度案内状が届くことになっています。

次回は六月二十九日（午前八時三十分、市民会館前集合）約十キロの行程で、炭山水晶谷方面へ行くことになっています。

炭山キャンプセンター

七月五日から開場

青少年の健全な野外活動を奨励しようと、昨年度から開設された同センターは、当運営委員会や教育委員会が行なう野外活動指導者講習を受け、指導者資格をもつ者が指導に当る団体、グループのみを利用の対象としています。

このセンターには、現在五十名を収容できるテントと飯盒、その他の野営用具が備え付けられています。使用の場合は、一泊でテント一張りにつき六人用四百円、五人用三百五十円、四人用三百円。持ち込みの場合は百円を設備充実費として納めていただくことになっています。お問合わせは市社会教育課まで。

キャンプ指導者講習会

とき　六月二十、二十一、二十二の三日間。
場所　炭山キャンプセンターおよび宇治市民会館。
対象　二十歳以上の市民および市内の職域の者で、将来野外活動の指導者として活躍できる方。
会費　三百五十円（テキスト及び副食代）

▽この講習を受けた人には、野外活動指導者証が交付されます。くわしくは市社会教育課へ。

郵便局だより

郵政省では、簡易保険についての作文を募集しています。

▽応募資格……小学校五、六年、中学校一～三年で、字数は四百字詰原稿用紙五枚以内
▽締切り……六月三十日
▽その他、くわしくは近くの郵便局でおたずねください。

（郵便局）

十六日から結核健診

▽対象者……全市民
▽健康診断の内容……レントゲン間接撮影および精密検査。同時に国民健康保険施設活動として血圧相談を行ないます。
▽料金は無料です。
▽日程は左の表のとおり

結核健診の日程表

月日	場所	時間
6・16	笠取第２小学校	10.00～12.00
	笠取小学校	13.30～15.00
6・17	六地蔵極楽寺	9.30～10.30
	北木幡集会所	11.00～12.00
	御蔵山聖天	13.00～14.00
	木幡山手集会所	14.30～15.30
6・18	北山荘前広場	9.30～10.30
	折坂集会所	11.00～12.00
	福角住宅裏広場	13.00～15.00
6・19	菟道友田商店前	9.30～10.30
	菟道丸山(庄司さん前)	11.00～12.00
	志津川公会堂	13.00～14.00
	白川(桂商店前)	14.30～15.30
6・20	槇島農協前	9.30～10.30
	紫ヶ丘公民館	11.00～12.00
	小倉公民館	13.00～15.00
6・23	御園商店街	9.30～12.00
	木幡公民館	10.30～15.00
6・24	万福寺前広場	9.30～11.00
	市民会館前	11.30～12.30
	西宇治中学校	13.30～15.00
6・25	旦椋公会堂	9.30～10.30
	新田駅前広場	11.00～12.00
	大久保小学校	13.00～15.00
6・26	開公民館	9.30～10.30
	小倉小学校	11.00～12.00
	小倉幼稚園	13.00～15.00
6・27	神明公民館	9.30～10.30
	日レ野神社宅事務所	11.00～12.00
	宇治市役所	13.00～15.00

（お）（困）（り）（の）（方）（は）（免）（除）（手）（続）（き）（を）

―国民年金の保険料―

国民年金に加入されている人で失業、病気、災害などによって収入が少ないため、保険料を納めたくとも、納める余裕のない人は「免除制度」によって、申し出をすればその期間中（今年の四月から来年の三月まで）の保険料が免除されます。

保険料を納める余裕がないからといって保険料を納めずにいますと、将来年金をうけようとする場合、年金受給に必要な年数がたりなくなってこまることがありますのでぜひ免除の申し出を行なって下さい。なお、保険料の免除をうけた場合でも、年金受給に必要な年数については、納めているものと同じように取り扱われます。ただし、年金額については、それぞれの計算によって納めている場合とことなります。

なお、現在は、保険料を納めたくとも、納める余裕がないため免除をうけられた場合でも、将来十年以内であれば、免除をうけた期間の保険料は追納できます。

保険料の免除をうけようとする人は、印かん及び国民年金手帳（四十三年度免除をうけておられた人は除きます）を持参のうえ、六月末日までに保険年金課、国民年金係までお越し下さい。

（保険年金課）

電々局だより

宇治市の急激な発展に伴い、電話のお申込みも、現在約八千七百（宇治二千九百、木幡二千八百、新田三千）にも達しています。公社もこの多くの申込みを受けいれるため、木幡局と新田局の建設、市内の回線設備の増設などに全力を注いでいますが、木幡局は六月下旬に、新田局は七月下旬に開局できることになりました。

ことしの宇治市での電話架設数がきまりました。宇治局は一、五五〇、木幡局は二、二〇〇、新田局は二、〇五〇本で、架設できる方は、住宅用については四十三年五月、営業用は四十四年三月までにお申込みになった方です。

食中毒にご注意

井川にゴミを捨てないで

最近、井川に捨てられるゴミが目立って多くなってきました。

井川にゴミを捨てることは環境衛生の面からだけでなく、井川流域の浸水を助長することにもなるのです。四十二年にポンプ場を設置し降雨時にはポンプを稼動して宇治川に排水し浸水を防いでいます。今年も四月に入ってからの降雨で二回もポンプを稼動しています。

しかし、井川に捨てられるゴミが非常に多いため、ポンプ場の入口のスクリーンにゴミがたまり、ポンプ場に水が入ってこないことがあります。

市では毎年井川の浚渫を二回ほどしていますが、毎日のように大量に捨てられるゴミには全くお手上げ の状態です。せっかく巨額の費用をかけて造ったポンプが捨てられるゴミのために効果が発揮できないことは非常に残念です。これから出水期に入り、ゴミを捨てると浸水の被害が出ます。また環境が悪化して伝染病の源となります。市内にはたくさんの川が流れています。川にゴミを捨てないようにしましょう。

火事
急救は
一一九番へ

大掃除の日割きまる

ことしの夏の大そうじは、七月十三日から一週間と きまりました。

私たちは、毎日、台所や部屋や庭先など身近かなところは、そうじをしています。しかし、タタミを陽にあてたり、天井のそうじなどはなかなかできません。この機会に、家の内外をきれいに清掃したいものです。これが、伝染病を防ぎ、明るく快適なくらしを守ることにつながります。

▽大そうじでできたゴミの収集の関係もありますので、必ず決められた日にするようにしてください。

▼大そうじのゴミの収集

ことしの大そうじの日割りの特徴は、日程表をみてもわかるように、ゴミの曜日収集にもとづいています。大そうじで出たゴミは、その翌日に収集することにしていますが、やむを得ず定められた日以外にされた場合は、次の収集日までお待ちください。

▽ゴミは燃えるゴミと燃えないゴミに必ずわけてください。燃えないゴミは、特別に日程を組んで収集しますので、ご協力をおねがいします。（この日程は七月号でお知らせします）

大そうじの日程表

実施日	実施地区	雨天の場合
7・13（日）	月曜日のゴミ収集地区	7・27（日）
7・14（月）	火曜日の〃〃	7・28（月）
7・15（火）	水曜日の〃〃	7・29（火）
7・16（水）	木曜日の〃〃	7・30（水）
7・17（木）	金曜日の〃〃	7・31（木）
7・18（金）	土曜日の〃〃	8・1（金）

6・7月

燃えないゴミ

六月十一日（水）▽六地蔵（除く柿ノ木町）▽木幡（御蔵山、河原、正中、北御園）
六月十二日（木）▽木幡（御園、陣ノ内）
六月十三日（金）▽木幡（登り、花揃、赤塚平尾、北山畑、桧尾、北畠、旭ケ丘、桐ケ丘）
六月十六日（月）▽木幡（さつきケ丘、大瀬戸、西中、東中、山手町、南山畑）▽六地蔵（柿ノ木町）▽五ケ庄（広岡谷、宇治小前から木幡南端までの府道）
六月十七日（火）▽木幡（御陵道以南の旧道）▽五ケ庄（広芝本通り、四ツ池住宅）
六月十八日（水）▽五ケ庄（宇治小前から隠元橋まで、梅林、野添、岡谷、大和田、西浦、三番割、府道筋新開、京大宿舎）
六月十九日（木）▽五ケ庄（府道筋福角、折坂、平野、新田）▽菟道（三室戸、大鳳寺、京阪三室戸住宅）
六月二十日（金）▽五ケ庄（新開、宇治園、福角住宅、新茶屋、上村、岡本、一里塚）▽菟道（平町、丸山、車田）▽宇治（川東）
六月二十三日（月）▽宇治（宇治橋通り、県通り、塔の川、都計道路、国鉄駅前、伍町、池殿今内、六番町、平等院通り）▽白川▽志津川
六月二十四日（火）▽宇治（本町通り、谷ノ辻善法、折居道、権現町、矢落）
六月二十五日（水）▽宇治（里尻、小桜、戸ノ内、若森、若宮、西町、東町、社町、日レ野神社宅、坂井戸）
六月二十六日（木）▽宇治（日レ琵琶社宅）▽羽拍子町（国道筋を除く）▽神明（石塚）
六月二十七日（金）▽神明（石塚を除く）▽開町
六月三十日（月）▽広野（三軒家、八軒家、宮谷、開南町、旧神明駐在所から国鉄踏切まで一丁目～二丁目、一里山、開ケ丘）
七月一日（火）▽広野（三丁目～五丁目、円蔵院前、大亀茶屋、源氏ケ丘、翠光園、朝日ケ丘）
七月二日（水）▽大久保全域
七月三日（木）▽伊勢田（伊勢田口以南の国道筋、伊勢田口からウトロまで）
七月四日（金）▽伊勢田（毛語、中山、若林、大谷元町、北山）▽羽拍子（国道筋）▽小倉（中央台、中畑、向陵園、神楽田）
七月七日（月）▽小倉（近鉄以東の小倉町浦和、山際、大京）▽宇治（平白）
七月八日（火）▽小倉（ゆかり）
七月九日（水）▽小倉（西浦、蓮池、大和町）▽槇島（東目川、西目川、南落合、一ノ坪）
七月十日（木）▽槇島（上、中、下、下村）▽宇治（蔭山団地、日レ蔭山社宅）

★ゴミはよくまとめて出してください